

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 環境美化の保持(第6条—第11条)
- 第3章 廃棄物の不法投棄の禁止(第12条・第13条)
- 第4章 空き缶等の散乱防止(第14条—第18条)
- 第5章 屋外広告物に関する措置(第19条)
- 第6章 雑則(第20条・第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めることにより市、市民及び事業者が一体となって、清潔で美しく緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、公園、河川、駅前広場その他公共の用に供する場所をいう。
 - (2) 空き地 現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空闲部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。
 - (3) 不良状態 人が使用せず、又は適切な管理を行っていないため雑草等(雑草、枯草又はこれに類するかん木類をいう。以下同じ。)が繁茂し、放置されている状態で、周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態をいう。
 - (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
 - (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器をいう。
 - (6) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (平18条例35・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、都市環境の浄化及び美化(以下「環境美化」という。)のための必要な施策を講ずるとともに市民意識の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例の趣旨にのっとり、相互に協力して自ら生活環境の保全に努めるとともに市長が環境美化のために実施する施策に積極的に参加するように努めなければならない。

2 市民は、生活環境を悪化させたときは、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者(公共、公益事業を営む者を含む。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、事業活動を実施するに当たっては、生活環境の保全に支障を生じさせることのないよう十分に配慮しなければならない。

第2章 環境美化の保持

(清潔の保持)

第6条 市民及び事業者は、公共の場所等及びその所有又は管理する土地等を、汚損する等により生活環境を悪化させることのないよう、清潔の保持に努めなければならない。

(空き地の管理)

第7条 空き地の所有者又は管理者は、当該空き地を適正かつ良好に管理し、不良状態にならないようにしなければならない。

2 空き地の所有者又は管理者は、市外等遠隔地に居住するなどにより、空き地を適正かつ良好に管理することができないときは、所有者又は管理者に代わって空き地の管理をすることができる者を置かななければならない。

(公共施設の緑化)

第8条 市長は、環境緑化の推進を図るため、市が設置又は管理する公園、広場、道路、その他の公共施設における樹木、花き等の植栽に努めるものとする。

(緑化の推進に対する市民の協力)

第9条 市民は、緑豊かな生活環境をつくるため、すすんで樹木、花き等を植栽し、環境緑化の育成に努めなければならない。

2 市長は、前項の場合において、環境緑化を育成するための助成を行うことができる。

(緑化の推進に対する事業者の協力)

第10条 事業者は、事業所の敷地内に緑地を確保するとともに、樹木、花き等を植栽し、環境緑化の育成に努めなければならない。

第11条 事業者は、事業活動において土地の区画形質の変更をしようとするときは、植生の回復、緑地の確保など環境緑化の保全、育成に必要な措置をすすんで講ずるように努めなければならない。

第3章 廃棄物の不法投棄の禁止

(不法投棄の禁止)

第12条 市民及び事業者は、公共の場所等及び空き地に不法に廃棄物を投棄して生活環境を悪化させてはならない。

(廃棄物の適正処理)

第13条 市民及び事業者は、その所有又は管理する土地を、廃棄物の不法投棄を誘発することのないように清潔かつ適正に管理しなければならない。

2 市民及び事業者は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)の定めるところにより、廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

(平5条例24・一部改正)

第4章 空き缶等の散乱防止

(空き缶等の散乱防止に対する事業者の協力)

第14条 事業者は、事業活動に伴って排出される空き缶等については、自らの責任において、その散乱の防止及び効果的な回収並びに資源の有効利用に努めるとともに、市長が実施する空き缶等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(平18条例35・旧第15条繰上)

(空き缶等に関する施策)

第15条 市長は、空き缶等の散乱の防止及び効果的な回収並びに資源の有効利用(以下「空き缶等の散乱の防止等」という。)を図るため、次の施策を講ずるものとする。

(1) 空き缶等の散乱防止等についての市民意識の啓発に関する事業

(2) 空き缶等の回収奉仕活動団体の育成及び空き缶等の散乱の防止等について市民が自主的に行う活動の助長に関する事業

(3) その他空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事業

(平18条例35・旧第16条繰上)

(特定散乱防止地域の指定等)

第16条 市長は、特に空き缶等の散乱の防止及び効果的な回収を図る必要があると認められる地域を特定空き缶等散乱防止地域(以下「特定散乱防止地域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、特定散乱防止地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨告示しなければならない。

3 前項の規定は、特定散乱防止地域の指定の解除及びその地域の変更について、それぞれ準用する。

4 市長は、第1項の規定に基づき、特定散乱防止地域を指定したときは、当該特定散乱防止地域内及び公衆の見やすい場所に、特定散乱防止地域である旨を掲示するものとする。

(平18条例35・旧第17条繰上)

(自動販売機設置等の届出)

第17条 特定散乱防止地域内において缶、瓶等の容器に収納した飲料を自動販売機により販売することを業とする者(以下「自動販売業者」という。)は、自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更したとき又はその届出に係る自動販売機による販売を廃止したときも同様とする。

2 市長が、特定散乱防止地域を指定した際、現に自動販売機を設置している自動販売業者は、特定散乱防止地域として指定された日から30日以内に当該自動販売機の設置について市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による自動販売機設置の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

4 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、その届出済証を表示しておかねばならない。

(平18条例35・旧第18条繰上)

(回収容器の設置及び管理)

第18条 自動販売業者が、特定散乱防止地域内において缶、瓶等の容器に収納した飲料を販売するときは、空き缶等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(平18条例35・旧第19条繰上)

第5章 屋外広告物に関する措置

(平18条例35・改称・旧第6章繰上)

(屋外広告物設置者の責務)

第19条 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、屋外広告物法、大分市屋外広告物条例(平成8年大分市条例第37号)及び大分市風俗関連営業に係る建築物の規制に関する条例(昭和59年大分市条例第33号)を遵守し、生活環境を悪化させることのないようにしなければならない。

(平8条例37・一部改正、平18条例35・旧第23条繰上)

第6章 雑則

(平18条例35・旧第7章繰上)

(指導、勧告)

第20条 市長は、第7条第1項、第12条、第17条及び第18条の規定に違反している者(以下「違反者」という。)に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(平18条例35・旧第25条繰上・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平18条例35・旧第27条繰上)

附 則

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第27号により平成8年10月1日から施行)

附 則(平成8年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(大分市環境美化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に前項の規定による改正前の大分市環境美化に関する条例第22条の規定により保管した自転車等に対する措置については、なお従前の例による。